

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字南十条字南 四四八番一地先から同郡同町 大字南十条字南二一六番地先 まで（ただし、関係図面に表 示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年九月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年七月十八日埼玉県本庄 県土整備事務所長告示第八号で告示 した道路予定区域の一部供用開始で ある。延長八〇・一二メートル。</p>	<p>備考</p>